

第9章

環境影響評価準備書についての意見と事業者の見解

第9章 環境影響評価準備書についての意見と事業者の見解

9-1 準備書の公告及び縦覧等

(1) 準備書の公告

1) 公告日

平成 15 年 4 月 18 日（金）

2) 公告方法

「京都府公報（第 1451 号）」（平成 15 年 4 月 18 日発行）

3) 周知方法

環境影響評価準備書の縦覧等に関するお知らせを、下記に登載した。

- 「エコネット城南（第 339 号）（城南衛生管理組合）」（平成 15 年 5 月 7 日発行）
- 「宇治市政だより（第 1347 号）」（平成 15 年 4 月 21 日発行）
- 「広報 じょうよう（第 1130 号）」（平成 15 年 4 月 21 日発行）
- 「役場だより（宇治田原町）」（平成 15 年 4 月 17 日発行）
- 「広報うじたわら 町民の窓（第 410 号）」（平成 15 年 5 月 1 日発行）

その他、環境影響評価準備書の内容及び縦覧に関して概要をまとめた「環境影響評価準備書のあらまし」を、自治会を通じて関係地域内の各家庭に配布した。

(2) 準備書の縦覧

1) 縦覧期間

平成 15 年 4 月 18 日（金）から平成 15 年 5 月 19 日（月）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

2) 縦覧場所

縦覧は、下記の 8 箇所で開催された。

- 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（電話：075-414-4715）
京都府企画環境部環境管理課
- 宇治市宇治若森 7-6（電話：0774-21-2191）
京都府宇治保健所（京都府宇治地方振興局健康福祉部）
- 京田辺市田辺明田 1（電話：0774-63-5745～5748）
京都府田辺保健所（京都府田辺地方振興局健康福祉部）
- 宇治市宇治琵琶 33（電話：0774-22-3141）
宇治市市民環境部環境政策室環境企画課
- 城陽市寺田東ノ口 16・17（電話：0774-52-1111）
城陽市市民経済部商工観光課
- 久世郡久御山町大字田井小字浜代 1・2（電話：075-631-6111）
久御山町民生部環境保全課

- 綴喜郡宇治田原町大字荒木小字西出 10 (電話：0774-88-2250)
宇治田原町保健福祉部保健環境課
- 八幡市八幡沢 1 (電話：075-631-5171)
城南衛生管理組合

(3) 意見書の提出

1) 意見書の提出期間

平成 15 年 4 月 18 日 (金) から平成 15 年 6 月 2 日 (月)

2) 意見書の提出方法

「京都府企画環境部環境管理課指導係」宛へ書面による提出であった。

(4) 説明会の開催

1) 周知方法

環境影響評価準備書の説明会の開催等に関するお知らせを、下記に登載した。

- 「エコネット城南(第 339 号)(城南衛生管理組合)」(平成 15 年 5 月 7 日発行)
関係地域内における説明会の開催予定については、別途、自治会等を通じて周知した。

2) 開催日時及び場所

説明会を開催した日時及び場所を表 9-1.1 に示す。

表9-1.1 説明会の開催日時及び場所等

| 開催日時 | 開催場所 | 出席者数 |
|------------------------------------|----------------------|------|
| 平成 15 年 5 月 2 日 (金) 19:00 ~ 20:30 | 長谷山公民館(城陽市) | 5 名 |
| 平成 15 年 5 月 9 日 (金) 20:00 ~ 21:30 | 郷之口会館(宇治田原町) | 15 名 |
| 平成 15 年 5 月 12 日 (月) 18:00 ~ 19:10 | 京都府立心身障害者福祉センター(城陽市) | 8 名 |
| 平成 15 年 5 月 15 日 (木) 19:30 ~ 21:30 | 青谷コミュニティーセンター(城陽市) | 14 名 |
| 平成 15 年 5 月 17 日 (土) 19:00 ~ 20:30 | 南部コミュニティーセンター(城陽市) | 17 名 |
| 平成 15 年 5 月 18 日 (日) 13:00 ~ 14:30 | 銘城台自治会館(宇治田原町) | 9 名 |

(5) 公聴会の開催

1) 公告日

平成 15 年 6 月 20 日 (金)

2) 公告方法

「京都府公報(第 1469 号)」(平成 15 年 6 月 20 日発行)

3) 周知方法

環境影響評価準備書の公聴会に関するお知らせを、下記に登載した。

- 「エコネット城南(第 341 号)(城南衛生管理組合)」(平成 15 年 7 月 1 日発行)
- 「宇治市政だより(第 1354 号)」(平成 15 年 7 月 1 日発行)
- 「広報うじたわら 町民の窓(第 412 号)」(平成 15 年 7 月 1 日発行)

4) 開催日時及び場所

公聴会が開催された日時及び場所を表 9-1.2に示す。

表9-1.2 公聴会の開催日時及び場所等

| 開催日時 | 開催場所 | 公述人数 |
|------------------------------------|-----------------|------|
| 平成 15 年 7 月 16 日 (水) 14:00 ~ 14:30 | 京都府宇治地方振興局(宇治市) | 1 名 |

9-2 準備書についての意見と事業者の見解

(1) 住民等の意見と事業者の見解

意見書の提出は 1 件であった。

意見書に記載された住民等の意見の概要及び事業者の見解を表 9-2.1に示す。

表9-2.1 住民意見書に記載された住民等の意見の概要及び事業者の見解

| 住民等の意見の概要 | 事業者の見解 |
|--|--|
| <p>1 . 隣接地の土砂採取による工場への影響について</p> <p>事業予定地周辺の砂利採取業者において砂利採取が深く広く掘り進められることによって、事業予定地の地盤が陥没、地割れ、地滑りを生じる危険性がある。砂利採取業者の今後の採取計画に基づき、安全確認、評価を進められたい。</p> | <p>事業予定地周辺の砂利採取に当り、砂利採取業者は、「砂利採取法」の規定に基づき、採取区域や数量、期間、方法並びに災害防止のための方法等を記載した「採取計画」を作成し、事前に認可等を受ける必要があり、周辺への安全性等を考慮することが指導されています。また、関係機関により現地の防災パトロール等も実施され、危険箇所の対策も講じられています。</p> <p>現長谷山清掃工場東側では、以前にも土砂採取（現在土砂採取されている場所は以前に土砂採取後、埋め戻された場所を再度掘削されている）がされておりますが、こうした業者に対する行政指導もあり、陥没、地割れ等、敷地や建物への被害はありませんでした。</p> <p>なお、本事業において、施設建設を発注し、請負業者決定後に支持地盤の状況等をもとに、建築物や構造物の崩落が起こらないために、必要な基礎を設計する一方、「建築基準法」の規定に基づき、建築主事の審査を受けることにしています。</p> |
| <p>2 . 工場敷地内に人と自然との触れ合いのための通過道路の設置について</p> <p>長谷山周辺においては、事業予定地東側に位置するくつわ池方面から西側及び南側方面山地に抜ける道筋として、長谷山清掃工場敷地が唯一の近道となる。本事業に際し、敷地内に人と自然との触れ合いのための通過道路の設置について評価されたい。</p> <p>現状では、長谷山清掃工場敷地内の西裏門が開いていても他の事業所の鉄柵には「清掃工場裏門まで私道のため通行禁止する」との看板がある。</p> | <p>かつて、長谷山清掃工場敷地構内道路を関係者（構成市町関係者及び隣接土地所有者等）が通行することを支障のない範囲で認めてきた経過はありますが、リサイクルプラザ完成（平成 10 年度）後は、敷地外西側の土地所有者がフェンスを設置されたことと併せて、当組合も敷地西側の門扉を設置し、施設管理、防犯対策、交通事故防止の対策を講じております。</p> <p>この結果、一般の方が長谷山清掃工場敷地の構内道路を通行されることは、不可能としております。</p> |

(2) 公聴会意見と事業者の見解

公聴会における公述人は1名であった。

京都府知事によってとりまとめられた公聴会意見書に記載された内容及び事業者の見解を表9-2.2及び表9-2.3に示す。

表9-2.2 公聴会意見書に記載された意見及び事業者の見解(1/2)

| 公聴会意見書に記載された意見 | 事業者の見解 |
|---|---|
| <p>(意見) 安全操業により環境保全を全うできる新工場の建設のため、事業予定地地盤の安定性についての評価の付加を求める。</p> <p>(理由) 新工場の予定地は、以下の理由により極めて地盤が不安定であるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業予定地は西北方向への傾斜地である。また、昭和57年の国土庁資料によると、事業予定地北東から南東にかけて断層が存在する。 ・ 事業予定地は砂礫層が分布しており、一部泥や粘土層を含む沖積層と盛土や埋め戻し土による人工改変地である。また、隣接地における大規模な砂利の採掘により人工的な地盤の攪拌が為されており、人工改変地盤が増加している。 ・ 事業予定地の下に通水性の砂礫層があると地下水の移動が生じて陥没や地割れが生じる。また、斜面に沿って沈下が起こることがある。砂利採掘跡地は調整池として長期間水を溜めることが多く影響が心配される。 ・ 一帯は砂防指定地であり、流れやすい地盤である。 | <p>本組合が平成13年度に実施した事業予定地(施設建設場所)の地質調査によると、表層には厚いところで6mの盛土層と、その下の主に礫や砂からできた鮮新更新統とにより地盤が構成されています。この鮮新更新統は良く締まった非常に硬い地盤です。新規施設は、この硬い鮮新更新統の地盤に基礎を作って支える計画ですから安定性は十分に確保できると考えています。</p> <p>以下は、「事業予定地の地盤が極めて不安定である」と考えられている理由に対する見解です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「事業予定地が傾斜地である」とのことですが、このこと自体は地盤の不安定さに直接結び付く要因になるものではないと考えています。断層については、事業予定地から北東約800m離れた位置に存在していますが、事業予定地では確認されていません。なお、断層がずれることによっても起こりうる地震に対しては、実施設計段階において耐震設計を行なう計画です。 ・ 事業予定地では、本組合が利用する以前に砂利採取等による大規模な人工改変又は地盤の攪拌は行われていません。また、隣接地における掘削の影響については、「砂利採取法」の規定に基づき、砂利採取業者において採取区域や数量、期間、方法ならびに災害防止のための方法等を記載した「採取計画書」が作成され、事前に知事の認可を受けており、周辺への安全性を考慮するよう指導がなされています。また、関係機関により現地の防災パトロールも実施され、危険箇所の対策も講じられていることから安全性は確保されていると考えます。 ・ 「地下水の移動に伴う陥没、地割れ、斜面に沿った沈下」とは、以下の2つの現象を懸念されているものと解釈されます。 1つは、地下水の移動が斜面の地すべりを誘発して、背面が沈下したり、地割れ・陥没する現象です。事業予定地の地盤は、主として非常に締まった硬い砂礫層からできており、地すべり面になりやすい粘土層が砂礫層の間に見られるものの、斜めに傾斜しているのではなく、ほぼ水平に分布し、かつ連続していないことが |

表9-2.3 公聴会意見書に記載された意見及び事業者の見解（2/2）

| 公聴会意見書に記載された意見 | 事業者の見解 |
|----------------|---|
| | <p>ら、地すべりが起こりにくい地盤であると考えています。</p> <p>もう1つは、地下水が地盤の中を移動する時に細かい土粒子を長い時間をかけて洗うように吸出して空隙をつくり、ひいてはその空隙がつぶれてその上の地表面が沈下、陥没する現象です。この現象は、大きな岩の塊を含んだ土を機械で十分に密な状態まで締固めずにゆるい状態で盛土した時などに起きるものです。事業予定地のように自然状態で十分に密に締まった鮮新更新統では起こり難い現象と考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業予定地近隣には砂防指定地に指定されたところがありますが、これは河川の水によって浸食されやすい丘陵地があり、土砂の流出量が多くなることを懸念されたもので、地盤が流れやすいことを意味するものではないと考えています。なお、事業予定地内は砂防指定地に指定されていません。 <p>なお、今回、ご意見頂いている地盤の安定性については、本事業の実施設計段階において、十分な安全性を確保するために、地質的、土木・建築工学的な調査・設計を行い、建築基準法に基づく許認可を受けるとともに、施工段階においての監理・監督・検査も徹底しますので、地域の方々に安心していただける安全な施設を建設できるものと考えています。</p> |

(3) 京都府知事の意見と事業者の見解

環境影響評価準備書についての京都府知事の意見(平成15年12月3日付5環管第433号)及び事業者の見解についてまとめたものを表9-2.4～表9-2.7に示す。

表9-2.4 準備書についての京都府知事の意見及び事業者の見解(1/4)

| | 京都府知事の意見 | 事業者の見解 |
|-------|--|---|
| 全般的事項 | <p>環境への負荷の軽減を図る観点から組合構成市町と協調の上、ごみの発生抑制や再使用、再生利用の推進等に係る施策を積極的に講じ、ごみ処理量の一層の削減に努めること。</p> | <p>方法書についての知事意見に対する事業者の見解(p.139参照)のとおり、今後構成市町と連携して実施するごみの発生抑制及び再資源化の効果などを考慮し、今回の長谷山清掃工場更新事業の整備規模を当初計画から縮小することが可能となったところでは、</p> <p>本組合及び構成市町では、ごみの発生抑制・リサイクルの推進のため、家庭や事業所での積極的な協力と取組が可能な実効性のあるシステムを構築し、啓発・指導等を行うことが必要と認識しており、従前から、古紙集団回収や容器包装リサイクル法等に基づく分別収集の取組を進め、平成13年度から樹木剪定枝の堆肥化事業を開始し、平成14年度には、事業系可燃ごみに含まれる古紙を分別するためのストックヤードを整備する等、各種施策を実施してきたところでは、</p> <p>また、本組合市町の廃棄物処理等の基本的事項を定める「城南衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を「城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例」に全面改正し、平成15年4月1日から施行し、本組合と構成市町が協力し、循環型社会形成に向けた取組を更に推進することとしており、事業系一般廃棄物の適正処理等の指導の徹底を図るための専任係の新設や登録廃棄物再生事業者と協議調整し、いままで回収ルートに乗らなかった紙類を雑誌とともに古紙回収の対象とする「紙(カミ)ング推進計画」をスタートさせる等、実行可能なものから事業展開を図っているところでは、</p> <p>今後も引き続き、本組合と構成市町が協調し、また住民等の協力により、ごみの発生抑制並びに再使用・再利用及び適正な処理・処分に取組んでいきます。</p> |
| | <p>工事中及び施設の稼働時においては、環境影響評価の結果に基づき、環境への影響に配慮し、適切かつ確実な対策を実施すること。</p> <p>また、環境に影響を及ぼす新たな事実が判明したときは、速やかに府及び関係市町に報告するとともに、適宜、専門家の指導、助言を得た上で適切な措置を講じること。</p> | <p>環境影響評価の結果に基づいた環境への影響の配慮について、工事中及び施設の稼働時において、適切かつ確実に実施するため、事後調査や引渡性能試験を含め、監督及び点検・管理に努めます。</p> <p>なお、本工事はISO14001及びISO9001の対象工事とし、環境管理、品質管理の徹底を図ります。</p> <p>また、環境に影響を及ぼす新たな事実が判明したときは、速やかに府及び関係市町に報告するとともに、適宜、専門家の指導、助言を得た上で適切な措置を講じます。</p> |
| 大気質 | <p>排ガス処理設備の維持管理を徹底し、可能な限り大気汚染物質の排出を削減すること。</p> | <p>排出ガス処理設備には、煙道に連続測定装置を設置し、常時監視を行うとともに、定期的な検査を実施して維持管理を徹底します。また、ごみをピットで十分攪拌することによる均一化や燃焼温度の管理等により可能な限り大気汚染物質の排出を削減するよう努めます。</p> |

表9-2.5 準備書についての京都府知事の意見及び事業者の見解（2/4）

| | 京都府知事の意見 | 事業者の見解 |
|-----------|---|--|
| 騒音 | 建設作業騒音の予測値が、参考値として挙げられている規制基準値と極めて近い値であることから、工事騒音が最大となる時期に、敷地境界において建設作業騒音についての事後調査を行い、必要に応じ適切な措置を講じること。 | 事後調査の計画に、建設作業騒音が最大となる時期において敷地境界での騒音レベルの測定実施を追加しました。（「第7章 事後調査の内容」参照） 事後調査における建設作業騒音の測定値が、参考値（建設作業騒音の規制基準値）を超える可能性が生じた場合は、工事計画の見直し等による必要な対策を講じ、参考値を超えないように努めます。 |
| 水質・水底の底質 | 放流水中の塩分による影響に関する予測、評価を行い評価書に記載すること。 | 放流水中の塩分による影響に関する予測、評価を行い、評価書に記載しました。（「5-2-1 水質」参照） |
| | 地元との調整を経て決定した施設排水の放流場所を評価書に記載すること。 | 専用排水管の放流地点については、放流地点近隣の住民からのご意見を伺って調整した結果、河川整備が行われている長谷川中流において放流する計画としました。専用排水管の計画ルート及び放流先の図面を「1-3-2 対象事業の内容」の項に記載しました。 |
| 地質・土壌環境 | 「京都府レッドデータブック」等最新の情報についても評価書に反映させること。 | 「京都府レッドデータブック」（平成14年、京都府）及び「京都府自然環境目録」（平成14年、京都府）に記載されている地形・地質・自然現象について評価書に反映させました。（「2-2-1（4）地形及び地質の状況」参照） |
| | 外部から造成用土を搬入する場合は、予め汚染のないことを確認しておくこと。 | 本事業では事業予定地外部から造成用土を搬入する計画はありませんが、万が一搬入する必要がある場合には、予め土壌汚染されていないことを分析によって確認します。 |
| 動物・植物・生態系 | 「京都府レッドデータブック」等最新の情報についても評価書に反映させること。 | 「京都府レッドデータブック」（平成14年、京都府）、「京都府自然環境目録」（平成14年、京都府）、「改訂・近畿地方の保護上重要な植物」（平成13年、レッドデータブック近畿研究会）、「近畿地区・鳥類レッドデータブック」（平成14年、京都大学学術出版会）等に記載されている動物・植物・自然生態系について評価書に反映させました。（「2-2-1（5）動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」参照） |
| | 専用排水管の敷設に当たっては、自然環境の保全について十分留意すること。 | 専用排水管の敷設用地は自衛隊演習地内道路とし、新たな樹林伐採を伴わないように配慮するとともに、埋設管とすることで、施工後は現状とほとんど同様な状況となるように配慮します。 |
| 景観 | 施設が周辺環境と調和するように、形状や色彩については十分配慮すること。 | 今後、より具体的な計画を立てる際において、周辺環境との調和に加え、施設へ来訪される方からの視点にも配慮し、形状（面構成の細分化等）及び色彩（灰色系統や茶色系統等の際立たない配色）を詳細設計の中で検討します。 |
| | 緑化に当たっては、周辺の植生との調和に配慮しつつ積極的に樹木の植栽を図るとともに、所要の維持管理を行うこと。 | 事業予定地は敷地面積が限られていますが、可能な限り緑地を確保するように努めます。また、周辺の植生との調和に十分配慮し、適切な樹種を選定するとともに、建物の形状や色彩も考慮し、玄関周り等の建築物周囲の植栽に努めます。維持管理にあたっては、選定した樹種にあった適切な剪定、下草刈り等の手入れを行います。 なお、将来、現有施設解体後の用地に駐車場を整備する予定で、その際も積極的な緑化に努めます。 |

表9-2.6 準備書についての京都府知事の意見及び事業者の見解(3/4)

| | 京都府知事の意見 | 事業者の見解 |
|---------|---|--|
| 廃棄物等 | <p>施設の稼働に伴い排出される溶融スラグ及びメタルについては、技術動向の情報収集を積極的に行い、可能な限り有効利用すること。</p> | <p>溶融スラグについては、埋立処分地の埋立覆土等として有効利用を図ります。今後、溶融スラグの用途(コンクリート用細骨材、道路用骨材)に関するJIS化、メタルに関する先進事例等の技術動向についても積極的に情報収集し、可能な限り有効利用するように努めます。</p> |
| | <p>現施設の解体に当たっては、廃棄物の発生量を最小限に抑制するとともに新施設の設計・建設に当たっても、解体が容易で素材ごとに分離しやすく再使用、再生利用が容易な素材を用いるなどの工夫を行うこと。</p> <p>また、工事期間中、廃棄物の発生量が最大となる時でも適正処理が可能になるように、事前に受け入れ先の処理能力等を確認させるなど施工業者を指導すること。</p> | <p>現有施設の解体については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等をふまえ、廃材等の廃棄物は、可能な限り再資源化等により、発生量を最小限に抑制することができるよう計画段階から配慮します。また、新規施設についても「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事となっており、設計・建設にあたっては、建物の耐力及び周辺への環境影響に配慮した上で、上部構造の軽量化等により可能な限り解体が容易になるよう考えます。さらに資機材の選定・調達についても素材ごとに分離しやすく再使用、再生利用が容易なものを検討します。</p> <p>工事中の廃棄物については、その発生量もふまえて適正処理が可能な受け入れ先を選定するとともに産業廃棄物管理票等により処理の確認を行うように、指導を徹底します。</p> |
| | <p>敷地外との造成用土の搬出入は最小限に抑えること。</p> | <p>実施設計段階において、現地盤の段差も有効に活用した設計とするなど可能な限り、切盛バランスを図り、土砂の搬出入量を最小限に抑えることに努めます。</p> |
| 温室効果ガス等 | <p>温室効果ガス排出量の削減のため、省エネルギー対策の推進及び適正な燃焼管理に努めること。</p> | <p>本組合では、平成16年度から20年度までの5カ年を実行計画(削減)期間とする地球温暖化対策実行計画を策定中です。本施設は、ごみ発電の実施や太陽電池の利用、照明電力削減のための自然光の採り入れ等を積極的に行い、また、不要な照明の消灯、冷暖房温度の適切な管理が容易に行えるよう配慮し設計します。また、ごみ質の状況を考慮し、効率のよい処理が行えるよう検討し、ごみをピットで十分攪拌することによる均一化や燃焼温度の管理等による安定した高温燃焼の継続、確保により助燃用燃料の消費の低減等、可能な限り環境負荷が少なく、安全な施設を建設します。さらに、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の趣旨に基づき、特定調達品目を調達することに加え、それ以外でも環境負荷の低減を図った物品を積極的に調達するように努め、工事においても低環境負荷型の建設機械を優先的に使用する等により環境負荷の低減を図ります。</p> |
| | <p>組合構成市町と協調の上、施設利用車両への低公害車の導入、アイドリングストップ等のエコドライブの推進・励行に積極的に努めること。</p> | <p>今後とも、構成市町と協調し、施設利用車両への低公害車等の導入、アイドリングストップ等のエコドライブの推進・励行に積極的に努めます。</p> |

表9-2.7 準備書についての京都府知事の意見及び事業者の見解（4/4）

| | 京都府知事の意見 | 事業者の見解 |
|---------|---|--|
| ダイオキシン類 | <p>ダイオキシン類については発生抑制のための対策を適切に実行すること。</p> <p>また、今後、健康リスク、発生メカニズム、対策技術等について新たな知見が明らかになった場合は、必要に応じ適切な措置を講じること。</p> | <p>「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」等に従い、燃焼管理と温度管理等の適正化対策やバグフィルター等により排出ガス中のダイオキシン類を削減します。また、今後、健康リスク、発生メカニズム、対策技術等について新たな知見が明らかになった場合は、必要に応じて適切な措置を講じます。</p> |
| | <p>現施設の解体時には、飛灰の飛散防止等に万全の措置を講じること。</p> <p>また、適宜、解体工事に関する説明を行うなど、地元住民の十分な理解を得るよう努めること。</p> | <p>現有施設の解体にあたっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に準拠するとともに、粉じんの飛散防止等に万全の措置を講じます。方法等は事前に労働基準監督署への届出により指導を受けることとします。また、工事計画やダイオキシン類ばく露防止のための調査は、事前に関係市町と十分に協議を行った上で取り組んでいきます。さらに、今後、健康リスク、対策技術等について新たな知見が明らかになった場合は、必要に応じて適切な措置を講じます。</p> |
| その他 | <p>施設建設に当たっては、地盤の地域特性に留意するとともに、施工業者の監督に努め、適切に施工を進めること。</p> | <p>本事業の実施設設計段階においては、地盤の安定性について、地質的、土木・建築工学的な調査・設計を行って建築基準法に基づく許認可を受け、十分な安全性を確保します。また、施工段階においては、施工業者が自ら実行する ISO9001 による品質管理に加え、適切に施工を進めるため、専任の職員を工事現場に常駐させ、施工業者の監理・監督・検査を徹底します。</p> |
| | <p>工事車両の通行に当たっては、地元市町長の意向に配慮すること。</p> | <p>施設の工事用車両については、地元市町長の意向に配慮し、施工業者に対して特定ルートを走行することや一時期に集中することのないように指導を徹底します。また、運転手に対しては交通ルール、運転マナーの遵守等による安全運転の徹底を図ります。</p> |
| | <p>事後調査は、事業の実施による環境影響が最大となると予想される時期に実施するとともに、調査実施時の環境負荷発生源の状況を事後調査報告書に記載すること。</p> | <p>施設の稼働に係る事後調査の実施時期は、施設の本体工事が完了してから事業活動が定常状態となるまでの期間を考慮して設定します。工事中の事後調査については、現時点では不確定要因があることから今後、工事の進捗状況や使用機械の稼働計画に留意しつつ環境影響が最大となる時期を把握して実施します。また、事後調査は、周辺環境の状況に加え環境負荷発生源の状況も把握し、その結果についても事後調査報告書に記載することとします。</p> <p>なお、事後調査は、京都府環境影響評価条例及び技術指針に基づき実施するとともに、具体的な調査の実施にあたっては、京都府の指導を受けながら行います。</p> |